表６－６　リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度（ipm：１分当たりの画像出力枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜ipm≦40	―	―	≦65W	≦30分
40＜ipm	≦4.85×ipm＋45W	―	≦100W	≦90分

⑵　目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－２　電子計算機

⑴　品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ．クライアント型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリＣＤ等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

①複合理論性能が１秒につき20万メガ演算以上のもの

②256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

③入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が１秒につき100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの

④演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

⑤複合理論性能が１秒につき100メガ演算未満のもの

⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

２　「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

３　「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

４　判断の基準②については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同ＪＩＳの付属書Ｂの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

５　「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

６　「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、ＰＣカード、Ｓ―ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア．内蔵モデム、無線ＬＡＮ、ＣＤ／ＤＶＤ、ＢＤ等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ．周辺機器を接続するためのＵＳＢインターフェイスを複数備えていること。

７　一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリ）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

８　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

９　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のＬＣＡ専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

10　植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。

ア．環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ．使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ．リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

11　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ．マニュアルやリカバリＣＤ等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。